

行政のデジタル化・マイナンバー制度における 地方自治体支援等に関する重点提言

人口減少と高齢化が深刻化していく中で生じる変化・課題や大規模災害、感染症等のリスクにも的確に対応し、持続可能な行政サービスを提供していくことが求められている中、国、地方自治体及び民間との役割分担の下、誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向け、デジタル社会の実現に向けた重点計画や国・地方デジタル共通基盤の整備・運用に関する基本方針等に基づき、国を挙げたデジタル改革が進められている。

都市自治体においても、自治体DX推進計画等を踏まえ、自治体フロントヤード改革や基幹業務システムの統一・標準化、マイナンバーカードの利活用シーンの拡大、セキュリティ対策の徹底など、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、AI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが必要となる。

よって国は、特に次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 誰一人取り残されないデジタル社会の実現に向けて、住民に身近な行政を担う都市自治体の役割は極めて大きいことから、国は、都市自治体の意見を丁寧に聴き、デジタル社会を見据えた制度設計を行うなど主導的な役割を果たしつつ、都市自治体の取組を確実に支援すること。

2. 行政のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であることから、都市自治体におけるデジタル人材育成・確保について、一般職と専門職双方において、具体的な取組がより一層進むよう、更なる支援措置を講じること。

また、事業者の都市部偏在による地方から都市部への人材の流出・偏在が顕在化していることから、デジタル人材の確保が難しい地域が取り残されることのないよう、国として、必要な対策を講じること。

3. 行政のデジタル化に関して現在措置されている財政支援のほか、今後、新たに必要となる経費等についても確実に支援すること。

また、地方財政計画の地域デジタル社会推進費については、すべての地域

がデジタル化によるメリットを享受できるよう、地域社会のデジタル化の推進に必要な経費を適切に計上すること。

4. 都市自治体におけるセキュリティ対策について、地方自治法に基づき、サイバーセキュリティを確保するための方針の策定が義務化されることから、早期に指針を示すなど十分な支援を行うこと。

5. 住民の利便性向上や行政事務の効率化を図るため、「書かない窓口」や「リモート窓口」の取組など自治体フロントヤード改革や内部事務のDX推進を積極的に支援すること。

また、デジタル技術の効果的な活用のため必要な規制の見直しについて、引き続き推進すること。

6. 基幹業務システムの統一・標準化の推進

(1) 各都市自治体における住民記録や地方税、福祉などの基幹業務システムについては、令和5年度から令和7年度までを「移行支援期間」と位置づけ、令和7年度までに、ガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すこととし、国はそのために必要な支援を積極的に行うとしているが、すべての都市自治体が円滑に移行できるよう、的確なスケジュールのもとに、情報提供やきめ細やかなフォローアップを行うこと。

また、自治体ごとにシステムの整備状況や更新時期は様々であることから、人材面や財政面等に不安を抱える都市自治体の意見を丁寧に聴き、実情を十分留意したうえで、必要な支援を行うこと。

特に、移行スケジュールについては、移行困難システムの状況を十分に把握したうえで、所要の移行完了の期限を設定する方針が示されているが、戸籍関連業務など移行期限までの移行が困難となるシステムが新たに判明しており、また、今後の増加も想定されることから、住民サービスの低下を招くことなく安全・確実に移行できるよう、都市自治体の推進体制や進捗状況及びベンダの対応状況等も踏まえ、適切な移行期限を設定するなど、柔軟に対応すること。

(2) システム移行に係る経費については、デジタル基盤改革支援補助金が、都市自治体の必要経費に対して大幅に不足している団体もあることから、

その状況を把握し、全額国庫補助により必要額を確実に措置すること。また、移行期限を見直したシステムについては、令和８年度以降も同様に必要な財政支援を確実に講じること。

(３) ガバメントクラウドの利用料等の運用経費については、先行事例や既にクラウドで運用している自治体の実証分析等を行ったうえで、国が主体となって、関係者との協議による適切な料金設定や為替リスクへの対応を行うことなどにより、現行の運用コストよりも負担増とならないようにするとともに、運用経費について、適切な財政支援措置を確実に講じること。

(４) ガバメントクラウドについて、セキュリティ対策や個人情報保護に支障が生じないように、万全を期すこと。

また、国内事業者の参入を積極的に推進すること。

７．国・地方デジタル共通基盤の推進に当たっては、都市自治体の業務フローや実態を把握したうえで、制度・業務・システムの一体的な検討を進めること。

８．個人に対する全国一律の給付金に係る事務などについては、国の直接執行を検討するなど、急激な人口減少社会やデジタル技術の進展も踏まえ、地方と協議しながら、国と地方の事務のあり方を検討すること。

９．公金収納について、住民の利便性向上及び公金収納関係機関の事務の負担を軽減するため、e L T A Xを活用した公金収納のデジタル化の早期実現を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

１０．デジタル社会の実現に不可欠な基盤である５Ｇ・光ファイバ等のデジタルインフラの整備については、すべての国民が、あまねくデジタル化の恩恵を享受するため、全国への速やかな展開が極めて重要であることから、離島や中山間地域など条件不利地域において確実に整備するとともに、都市と地方の格差が生じないように地方の実情を踏まえ、万全の措置を講じること。

１１．マイナンバー制度は、公平・公正な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、行政手続がデジタル化されることにより、国民の利便性向上や行政の

効率化が実現し、特に自治体による給付や災害時等の住民支援においては、迅速な対応が可能となることから、制度を安全かつ安定的に運営するとともに、国民に正確な情報を提供しながら利用の促進を図ること。

また、マイナンバー制度を円滑に進めるため、制度の安全性や信頼性について、丁寧かつ十分に説明するなど、取得メリットを含め国民への周知徹底等を図ること。

さらに、国においては、健康保険証利用の普及を図り、各種免許証との一体化、スマホへの搭載等の国民の利便性を高める取組を着実に推進するとともに、公金受取口座の利用用途拡充を検討すること。

12. マイナンバー制度の安全かつ安定的な運用が図られ、国民が安心してサービスを利用できる環境を整備するため、関係機関等が一体となったチェック体制や誤った情報の紐付けを防止するシステムの構築等を講じるとともに、国として都市自治体の実情等を踏まえ必要な支援を行うこと。

13. マイナンバー制度運用に係る経費については、全額を国において措置すること。

特に、今後増加が見込まれるマイナンバーカードの更新等の経費について、都市自治体の負担が生じないよう継続的な財政措置を講じること。

また、都市自治体独自のマイナンバーカードの利活用を推進するため、十分な財政措置を講じること。

14. コンビニ交付の導入促進など都市自治体の業務の負担軽減や住民の利便性の向上に資する取組について、適切な財政措置を講じること。

15. 情報連携及びセキュリティ対策に係る経費について、継続的かつ十分な財政措置を講じること。

16. 情報連携を有効に活用するため、都市自治体の担当職員にとって詳細かつ使いやすい事務処理要領となるよう更新するなど、技術的支援の充実強化を図ること。

17. マイナンバーカードの制度運用に当たっては、都市自治体に対し、早急な情報提供や十分な協議・調整等を行うとともに、都市自治体の運用実態を踏まえ、マイナンバーカードと電子証明書の有効期限の統一及び郵便局等への委託など、住民の利便性向上とともに、マイナンバーカードの交付・更新事務の簡素化など、都市自治体の事務的負担の軽減が図られるよう必要な措置を講じること。

18. デジタル化の進展に伴い、個人情報等の利用が拡大していることから、個人情報保護法を適切に運用するため、都市自治体への助言など、地域の実情に沿った支援を行うこと。

また、個人情報の利活用については、国民の理解が得られるよう、国として解りやすく丁寧に説明すること。

19. 民間事業者における特定個人情報に関する適切な取扱いやセキュリティ対策などについて、国においても周知徹底を図るとともに、十分な支援を講じること。